＜参考２＞　アメリカとスウェーデンの地方政府の役割　（鳥取県作成資料）

<table>
<tr><th>アメリカ</th><th>スウェーデン</th></tr>
<tr><td>○州
・憲法上、連邦の権限として明記されたもの以外は、基本的に全て州の役割
※地方公共団体の仕組みは州によって様々</td><td rowspan="2">○ランスティング（県）
・地域交通、医療・衛生サービスの供給などの事務を担う

○コミューン（市町村）
・地域交通、インフラ整備、上下水道、教育、福祉、雇用、文化、消防、救急などの多岐にわたる事務を担う
※ランスティングとコミューンは、所管地域の広さ・人口規模により行政事務を分担する対等の関係の自治体</td></tr>
<tr><td>○カウンティー（州の代理機関）
・空港・病院の建設運営、医療保険、ごみ処理、消防などの事務を担う

○市などの自治体
○タウン・タウンシップ
・市などの自治体よりも限定的な事務を担う
○学校区などの特別区
・特定の行政目的のために設立</td></tr>
</table>

○アメリカは、州政府が、地方自治についてはほぼ全権と行って差し支えないレベルの権限を中央政府から得ている。また、Home Rule Charter 制度により、地方自治体は州政府とは別に、自ら行使できる権限や組織の形態を定めることができる。

○スウェーデンは、中央政府と合わせて３層の構造をとりながらも、お互いにほとんど干渉することのない事務配分としている。